

各都道府県  
一般廃棄物・浄化槽行政担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

### 一般廃棄物の計画的な処理の推進について

一般廃棄物・浄化槽行政の推進については、かねてより種々御協力いただいているところである。

さて、一般廃棄物の計画的な処理の推進が重要であることに鑑み、一般廃棄物処理計画の策定並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の確保について、下記のとおり適切に対処するよう、貴管下市町村に対する指導方宜しく願います。

#### 記

##### 1 一般廃棄物処理計画の策定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、市町村の一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生する全ての一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本となるものである。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たすよう求め、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物の処理については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下で行うことが極めて重要であることは言うまでもない。

については、改めて一般廃棄物処理計画の重要性を認識された上で、「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 94 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（平成 2 年 2 月 1 日付け衛環第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知にて一部改正））及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成 2 年 2 月 1 日付け衛環第 22 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知にて一部改正））に示された留意事項に基づき、一般廃棄物処理計画の策定について、貴管下市町村を指導されたいこと。